

平成 30 年 11 月 7 日

元職員による不祥事について（お詫び）

今般、当会元職員による不正行為（担当団体資金の私的流用）が行われていたことが 8 月上旬に判明いたしました。このような事態が生じたことは極めて遺憾であり、被害団体の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑並びにご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 不正行為の概要

今年度、職員の事務担当の見直しをしたところ、書類の不備が散見されていたので、8 月上旬に本人に確認したところ、元職員（40 歳）が、担当していた 5 団体について、団体事務の資金を平成 23 年度（2011 年）から平成 29 年度（2017 年）までの 7 年間に渡り、総額 3,775,068 円を着服していたことが判明いたしました。

2. 当会の対応について

(1) 当該事案発覚後、直ちに事務局内の調査を開始した結果、上記の不正行為の概要が明らかになったため、当該元職員による弁明の機会を与えたうえで、支払誓約書を徴収した後、誓約どおり 9 月 18 日に全額を各団体へ返還したことを確認いたしました。

9 月 21 日に当会理事会を開催し、審議した結果、当該職員については、本人が大いに反省しており、また着服金が返還されていること、退職により今後も制裁を受けることから、諭旨退職処分（退職金は支給しない）にすること、また刑事告発は行わないことと決定いたしました。

(2) 当会といたしましては、今回の事態を重く受け止め、管理体制を一層強化し、全役職員が一丸となって再発防止の徹底に努めてまいります。

網走市社会福祉協議会
会長 神内 義光